

「薬事法の施行について」

昭和36年2月8日薬発第44号通知

第6

4 特例販売業

- (1) 法第三十五条の「薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合」の認定は、当該地域の人口、面積、地勢、交通、住民の保健衛生上の必要性等を総合的に勘案して行なうこと。
- (2) 法第三十五条の「その他特に必要がある場合」とは、駅の構内等特殊の場合であって容易に薬局等を利用し難い場合及び歯科用医薬品、酸素ボンベ等通常薬局等において購入し難いものを取り扱う場合をいうものであること。
- (3) 歯科用医薬品、酸素等を取り扱う特例販売業の許可は、それらのものの特殊性に鑑み、それらの取扱いに関し十分な知識及び経験を有する者に限り、これを与えること。
- (4) 特例販売業者の取扱い品目の範囲は、別表第三の基準によること。
なお、具体的な品目の指定にあたって同基準に該当するものか否かが疑わしい場合には、あらかじめ、当局に協議すること。
- (5) 特例販売業の許可を与える場合の品目の指定については、別表第三の基準に該当する品目のうち、その特例販売業の店舗において取り扱うことが必要と認められる最小限度のものを指定すること。
- (6) 法附則第六条第一項の規定により特例販売業の許可を受けたものとみなされる者については、法第三十五条に適合するかどうかを検討し、これに適合しないことが明らかなものについては、最初の許可更新の時までに整理すること。
- (7) 法附則第六条第二項の規定により特例販売業の許可を受けたものとみなされた者について法第三十五条第一項の規定により指定されたものとみなされる品目については、別表第三の基準に適合するかどうかを検討し、これに適合しない品目については、すみやかにその品目の指定を取り消すこと。
- (8) 特例販売業の店舗については、明るく清潔であり、かつ、医薬品を取り扱うに必要な構造設備を有するよう指導すること。

別表第3

緩和な内用剤

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
胃腸剤	アミノ安息香酸エチル、オウバクエキス、グアヤコール、クレオソート、ケイ酸アルミニウム、ゲンチアナ、酵母、重炭酸ナトリウム、センブリ、ホミカエキス、ロートエキス	太田胃散、中山胃腸薬、百草、わかもと	胃カタル、胃酸過多、胃痛、下痢、しぶり腹、食あたり、食欲不振、消化不良、食物中毒、便通不通、腸カタル、はきくだし、腹痛、二日酔い、胸やけ
下剤	アロエ、酸化マグネシウム、ビサチン、ヒマシ油、フェノバリリン、フェノールフタレン、ヤラツバ、硫酸マグネシウム	ビサチン錠、ヒマシ油、フェノバリリン錠	しぶり腹、常習性便秘、食あたり、のぼせ引さげ、便秘
鎮暈剤	ジフェンヒドラミン、ジメンヒドリナート、ダイフィリン	トラベルミン錠、ドラマミン、トリブラン	乗物酔い、はきけ、めまい
鎮咬去痰剤	エフェドリン、オンジ、キキヨウ、セネガ、トコン、リン酸ヒドロコデイン、マオウ	浅田飴、チミツシン	感冒、気管支カタル、 ^{きよ} たん、ぜんそく
解熱、鎮痛、鎮静剤	アセチルサリチル酸、アセトアニリド、アンチピリン、カフェイン、スルピリン、ピラビタール、フェナセチン、プロムワレリル尿素、ミグレン	かぜ熱トンプク、ケロリン、ノーシン、ベンザルル	四季感冒、歯痛、神経痛、解熱、鎮痛、頭痛、鼻かぜ、鼻カタル、リウマチ
利尿剤	オケラ、カフェイン、キササゲ、ジウレチン、テオフィリン、テオフィロール	ウレカルヂン錠、テフロン錠、テブロミン	水腫、腎臓炎、むくみ、利尿
駆虫剤	カイニン酸、ザクロ皮、サントニン、チモール、ピペラジン、ヘノボジ油、マクリ	海人草、セメン散、マクニン錠	回虫、ぎよう虫、十二指腸虫、じよう虫等の駆除
栄養強壮剤	アルコール、蛋白アミノ酸類、ニンジン、キナ、ビタミン類	養命酒	栄養補給、強壮
婦人薬	センキユウ、トウキ	神仙薬、実母散、中将湯	おりもの、逆上、めまい、月經不順、白帶下、頭痛、冷え症、貧血、便秘
疳瘡小児薬	ゴオウ、ジヤコウ、センソ	奇応丸、救命丸、六神丸	気付け、下痢、消化不良、小児虫氣、ひきつけ、夜なき、綠便

緩和な外用剤

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
鎮痛、鎮痒 ^{きよ} う、消炎剤	亜鉛華、硫黄、イクタモール、サリチル酸メチル	イクタモール軟膏 ^{こう} う、サロメチール、サロンパス、三共パツブ、ゼノール、トクホン、六一〇ハツブ	打ち身、肩こり、かゆみ止め、関節炎、すり傷、歯痛、神経痛、凍傷、ねんざ
外傷剤	カンフル、ハツカ脳、ホウ酸、マーキュロクロム、ヨウ素	オゾ、マーキュロ、メンソレータム、ヨーチン	あかぎれ、いたみ止め、やけど、外傷、かゆみ止め、切り傷、くつずれ、すり傷、消毒、ただれ、凍傷

殺菌剤	アクリノール、アルコール、オキシドール	アルコール類、オキシフル、リバノール	殺菌、消毒
硬膏剤	鉛丹、ショウシ(松脂)	あかぎれ膏、熊の目、	あかぎれ、あせも、魚の目、やけど、化のう症、かぶれ、かゆみ止め、靴ずれ、しもやけ、せつ、凍傷、ちよう、にきび、ねぶと、ひび、虫さされ、めんちよう、よう
アレルギー性疾患剤	クロルフェニラミンマレアート、ジフェンヒドラミン	レスタミン軟膏	アレルギー性皮膚炎、かぶれ、じんましん、発疹、虫さされ
水虫薬	ウンデシレン酸、サリチル酸、チメロサール	田虫チンキ	いんきん、しらくも、たむし、はたけ、水虫
口内塗布剤	ヨウ化カリウム、ヨウ素	ルゴール液	口内炎、舌炎
点眼剤	ホウ酸、硫酸亜鉛	大学目薬、ロート目薬	打ち目、角膜炎、結膜炎、ただれ目、つかれ目、つき目、トラホーム、なみだ目、はやり目、ほし目、ものもらい、やに目、雪目
点耳鼻剤	ジフェンヒドラミン、ナファゾリン、ハツカ脳、フェニレフイリン	ミナト鼻液	外耳炎、蓄のう症、鼻かぜ、鼻カタル、鼻充血
吸入含嗽剤	塩素酸カリウム、重炭酸ナトリウム	ウガイグスリ	いんこうカタル、うがい、気管支カタル、口内炎、口内消毒、舌炎
吸出膏	サリチル酸、硫酸銅	たこの吸出し、ピツク膏	吸出し
痔剤	アミノ安息香酸エチル、ロートエキス	小松痔退膏	痔、庠痔
浣腸剤	グリセリン	アイデアル浣腸イチジク浣腸グリセリン浣腸	便秘
避妊薬	醋酸フェニル水銀、硫酸オキシキンリン	サンプーン、サンシーゼリー	避妊
婦人薬	イクタモール、タンニン酸、ロートエキス	恵の玉	こしけ
脱脂綿類		ガーゼ、脱脂綿、ばん創膏	
歯科用剤		亜ヒ酸パスタオキシバラ、クロム酸、サンダラツク、歯科用塩酸プロカイン、T字油、パラホルムアルデヒド、パラホルムセメント、ペニシリソウ歯科用円錐、ヨードグリセリン	仮封、根管充填、歯科局所消炎消毒、歯科用局所麻酔、止血、歯髓失活、歯髓覆盖單口洗浄、ぞうげ質知覚過敏症
酸素、笑気その他气体液体の麻醉剤		酸素、笑気	

薬用化粧品	亜鉛華、安息香酸、硫黄、エストラジオール、塩化ベンゼトニウム、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸ピリドキシン、感光色素、クロロフイリン誘導体、サルチル酸、次硝酸ビスマス、蛋白分解酵素、ニトロフラゾン、白降汞、ビタミンA、ビチオノール、ヒノキチオール、ホウ酸	アネホルモンフラワー、黒竜、白精、パピリオホルモンクリーム	荒れ性、色黒、かぶれ、しみ、しもやけ、そばかす、たるみ、にきび、ひげそり後、皮ふ栄養剤、皮ふ炎、吹出物、日やけ止め
薬用石けん	ジフェンヒドラミン、チメロサークル、パラクロルメククレゾール、ビチオノール、ヘキサクロロフエン	アルボース石けん、ミニユーズ石けん、レスタミン石けん	しつしん、そばかす、ただれ、にきび、皮脂漏、皮ふ炎、日やけ、吹出物、ふけ
染毛剤	パラフェニレンジアミン	白髪染め	染毛
殺虫剤	毒素劇薬を除く殺虫剤であつて小売用に包装されたもの		蟻、家ダニ、蛆、蚊、南京虫、のみ、はえ、ぼうふら